

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定（二件） (障害福祉課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一

○保安林の指定の予定 (森林整備課) 一

○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同) 二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (大河原地方振興事務所) 二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 三

○予算の公表 (財政課) 三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁教育企画室) 六

○教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 七

○環境影響評価書【修正版】の公告及び縦覧並びに住民説明会の開催 (環境影響評価課) 七

○宮城県告示第四百八十二号 (宮城県告示課) 七

○宮城県告示第四百八十五号 (宮城県告示課) 七

告 示

○宮城県告示第四百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

一条第一号の規定により告示する。

令和五年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一四〇〇三六九	ひがまつステーショ ン 東松島市牛綱字駅前 二丁目四番二十四	就労継続支援B 型	社会福祉法人 ことぶき会	令和五年七月 一日

○宮城県告示第四百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。

令和五年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二六三〇二二二	めるくまーる利府す がや 宮城県利府町菅谷字 西天神六十五番地	生活介護・就労 継続支援B型	一般社団法人 めるくまーる	令和五年七月 一日

○宮城県告示第四百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一三二〇〇三二二	ほっとハート美里 遠田郡美里町北浦字 北田三十七 二ノメゾ ンド祥一階	就労移行支援	ほっとファ ー ム株式会社	令和五年六月 三十日

○宮城県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字館石一〇の一・一一三・一一六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る）、一一〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年七月七日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 佐 藤 静 哉

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年六月二十二日	佐藤長成	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷三番地	理事
令和五年六月二十二日	村上 一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	理事
令和五年六月二十二日	樋口喜久雄	刈田郡蔵王町大字平沢字宮ヶ内下九番地一	理事
令和五年六月二十二日	齋藤義範	刈田郡蔵王町大字塩沢字宮ヶ内脇十五番地	理事
令和五年六月二十二日	村上 八三郎	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口六十七番地一	理事
令和五年六月二十二日	大沼俊男	刈田郡蔵王町大字小村崎字三ノ輪屋敷二十一番地	理事
令和五年六月二十二日	山家光男	刈田郡蔵王町大字円田字清上二十一番地	理事
令和五年六月二十二日	佐藤繁喜	刈田郡蔵王町大字平沢字伊原沢上三十番地	理事
令和五年六月二十二日	小島一利	刈田郡蔵王町大字円田字鳥山二十二番地一	監事

二 退任した者

令和五年六月二十二日	佐藤 良彦	刈田郡蔵王町大字小村崎字稲荷林十六番地	監事
------------	-------	---------------------	----

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年六月二十一日	佐藤 長成	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷三番地	理事
令和五年六月二十一日	樋口 喜久雄	刈田郡蔵王町大字平沢字宮ヶ内下九番地	理事
令和五年六月二十一日	齋藤 義範	刈田郡蔵王町大字塩沢字宮ヶ内脇十五番地	理事
令和五年六月二十一日	村上 八三郎	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口六十七番地	理事
令和五年六月二十一日	大沼 俊男	刈田郡蔵王町大字小村崎字三ノ輪屋敷二十一番地	理事
令和五年六月二十一日	山家 光男	刈田郡蔵王町大字円田字清上二十一番地	理事
令和五年六月二十一日	樋口 俊彦	刈田郡蔵王町大字平沢字大橋二十四番地	理事
令和五年六月二十一日	佐藤 敏郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字後原二十六番地	理事
令和五年六月二十一日	小島 一利	刈田郡蔵王町大字円田字島山二十二番地	監事
令和五年六月二十一日	村上 一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	監事

○宮城県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大貫土地改良区役員
の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年七月七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 駒 井 達 貴

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
-------	----	-----	-----

公 告

○令和五年三月三十一日専決処分した令和四年度宮城県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和五年七月七日

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年四月一日	石澤 健一	大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	理事
令和五年四月一日	遠藤 毅一	大崎市田尻大貫字新田ノ目十八番地	理事
令和五年四月一日	遠藤 靖之	大崎市田尻大貫字根山二十六番地	理事
令和五年四月一日	関場 有一	大崎市田尻大貫字宿下屋敷十九番地	理事
令和五年四月一日	千葉 富男	大崎市田尻大貫字境十七番地	理事
令和五年四月一日	高橋 俊一	大崎市田尻大貫字宿上屋敷九番地	監事
令和五年四月一日	佐々木 重信	大崎市田尻大貫字遠田五十四番地	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年三月三十一日	石澤 健一	大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	理事
令和五年三月三十一日	遠藤 毅一	大崎市田尻大貫字新田ノ目十八番地	理事
令和五年三月三十一日	遠藤 靖之	大崎市田尻大貫字根山二十六番地	理事
令和五年三月三十一日	関場 有一	大崎市田尻大貫字宿下屋敷十九番地	理事
令和五年三月三十一日	千葉 富男	大崎市田尻大貫字境十七番地	理事
令和五年三月三十一日	高橋 博身	大崎市田尻大貫字上曲田三十一番地	監事
令和五年三月三十一日	高橋 俊一	大崎市田尻大貫字宿上屋敷九番地	監事

宮城県県庁 令和4年度宮城県一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計		
1 県 税	1 県民税 2 事業税 3 地方消費税 4 不動産取得税 5 県たばこ税 7 軽油引取税 8 自動車税 13 旧法による税	311,067,000	1,870,000	312,937,000		
		72,110,000	180,000	72,290,000		
		89,267,000	660,000	89,927,000		
		79,195,000	810,000	80,005,000		
		7,190,000	200,000	7,390,000		
		2,970,000	20,000	2,990,000		
		24,125,000	90,000	24,035,000		
		34,847,000	60,000	34,907,000		
		3,000	30,000	33,000		
		45,973,000	180,000	45,793,000		
		3 地方譲与税	1 特別法人事業税 2 地方揮発油税 3 石油ガス譲与税	43,258,000	20,000	43,238,000
				2,168,000	150,000	2,018,000
				76,000	10,000	66,000
5 地方交付税	1 地方交付税	164,242,475	6,619,098	157,623,377		
		164,242,475	6,619,098	157,623,377		
6 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税	454,000	75,138	378,862		
		454,000	75,138	378,862		

9 国庫支出金	1 交通安全対策特別交付金	454,000	75,138	378,862
		288,831,632	57,974,951	230,856,681
1 国庫負担金	2 国庫補助金	55,980,809	5,807,923	50,172,886
		230,451,022	52,167,028	178,283,994
11 寄附金	1 寄附金	1,926,537	1,000	1,927,537
		1,926,537	1,000	1,927,537
12 繰入金	1 基金繰入金	54,848,611	13,627,469	68,476,080
		54,213,637	13,627,469	67,841,106
14 諸収入	1 延滞金・加算金及び過料等	117,522,643	146,285	117,376,358
		227,202	20,000	207,202
		98,393,759	13,191	98,380,568
		3,100,000	113,094	2,986,906
15 県債	1 県債	97,526,544	12,341,200	85,185,344
		97,526,544	12,341,200	85,185,344
歳入合計		1,244,921,868	61,838,203	1,183,083,665

歳出

2 総務費	1 総務管理費	81,889,513	8,650,000	90,539,513
		46,119,903	9,300,000	55,419,903
3 徴税費	1 徴税費	11,200,847	450,000	10,750,847
		11,200,847	450,000	10,750,847

3 民 生 費	4 市町村振興費	1,263,848	△	200,000	1,063,848
	10 生活環境費	6,367,324		0	6,367,324
3 民 生 費	1 社会福祉費	149,608,890	△	60,000	149,548,890
	2 児童福祉費	108,356,298		0	108,356,298
4 衛 生 費	1 公衆衛生費	35,079,230	△	60,000	35,019,230
	2 環境衛生費	145,063,924	△	24,435,000	120,628,924
4 衛 生 費	1 公衆衛生費	65,882,973	△	7,590,000	58,292,973
	2 環境衛生費	3,352,788	△	155,000	3,197,788
6 農林水産業費	5 医 薬 費	68,560,994	△	16,690,000	51,870,994
	1 農 業 費	55,134,733	△	1,005,907	54,128,826
6 農林水産業費	1 農 業 費	9,605,359		0	9,605,359
	2 畜 産 業 費	4,379,918	△	930,000	3,449,918
6 農林水産業費	3 農 地 費	21,673,550		0	21,673,550
	5 水 産 業 費	10,441,462	△	75,907	10,365,555
7 商 工 費	1 商 業 費	181,495,700	△	36,240,000	145,255,700
	2 工 鉱 業 費	144,265,854	△	36,000,000	108,265,854
8 土 木 費	1 土木管理費	28,303,962	△	240,000	28,063,962
	2 道路橋りょう費	84,670,972		0	84,670,972
8 土 木 費	1 土木管理費	7,794,419		0	7,794,419
	2 道路橋りょう費	36,338,325		0	36,338,325

9 警 察 費	3 河川海岸費	29,989,628		0	29,989,628
	4 港 湾 費	3,619,431		0	3,619,431
9 警 察 費	5 都市計画費	3,584,861		0	3,584,861
	6 住 宅 費	2,474,355		0	2,474,355
9 警 察 費	1 警察管理費	53,822,482		0	53,822,482
	2 警察活動費	48,401,543		0	48,401,543
10 教 育 費	1 警察活動費	5,420,939		0	5,420,939
	2 警察活動費	190,802,289	△	975,649	189,826,640
10 教 育 費	1 教育総務費	23,311,647		0	23,311,647
	3 中 学 校 費	23,514,237		0	23,514,237
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	53,103,731	△	709,923	52,393,808
	7 特別支援学校費	22,013,466	△	161,126	21,852,340
10 教 育 費	8 私立学校費	18,474,586	△	80,000	18,394,586
	10 保健体育費	7,280,243	△	24,600	7,255,643
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設 災害復旧費	30,751,797	△	7,668,647	23,083,150
	2 土木施設 災害復旧費	7,243,226	△	468,647	6,774,579
14 予 備 費	1 予 備 費	23,325,339	△	7,200,000	16,125,339
	1 予 備 費	1,000,000	△	103,000	897,000
歳 出 合 計		1,244,921,868	△	61,838,203	1,183,083,665

第2表 地方債補正

起債の目的	補正		前		補正		後
	起債の限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	
総務債	20,255,544	1 借入証行による。証券の発行は、証券市場発格100円につき95円とする。地方公共団体の発給を共同で行う。ただし、償還額をその発行額を必要とする。年度繰越すとき	1 30年以内償還(据置)期間を含む。借入先は、この通則による。政の都合により、短期償還、繰上償還、又は低利償還をできる。	19,984,344	正と前同。	正と前同。	正と前同。
民生債	2,285,400			1,836,800	正と前同。	正と前同。	正と前同。
農林水産債	6,100,900			6,035,700	正と前同。	正と前同。	正と前同。
土木債	26,824,400			23,331,600	正と前同。	正と前同。	正と前同。
警察債	1,815,900			878,800	正と前同。	正と前同。	正と前同。
教育債	11,252,800			7,608,400	正と前同。	正と前同。	正と前同。
災害復旧債	13,903,500			10,421,600	正と前同。	正と前同。	正と前同。

計	97,526,544	85,185,344		
---	------------	------------	--	--

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 B C I試験機ほか 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年六月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東陽テクニカ 東京都中央区八重洲一丁目一番六号

五 落札金額 三千五百万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年五月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立学校教育用コンピュータ貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年六月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 N E C キヤピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 一億六千八百六万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年五月十二日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和五年七月七日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一日時 令和五年七月十四日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

雑 報

○合同会社G・B・i・o石巻須江代表社員株式会社G・B・i・oイニシアティブ職務執行者高橋俊春から、次のとおり公報登載の依頼があった。

令和五年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第二十一条の規定に準じ、G・B・i・o石巻須江発電事業について環境影響評価書【修正版】を作成しましたので、条例第二十三条の規定に準じ、次のとおり公告し、本環境影響評価書【修正版】を縦覧に供するとともに、説明会を開催いたします。

令和五年七月七日

合同会社 G・B・i・o石巻須江

職務執行者 高 橋 俊 春

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 合同会社G・B・i・o石巻須江

2 代表者 代表社員 株式会社G・B・i・oイニシアティブ 職務執行者 高橋 俊春

3 所在地 東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア神田ビル五階

二 第一種事業の名称、種類及び規模

1 名称 G・B・i・o石巻須江発電事業

2 種類 条例第二条第二項第四号に規定する第一種事業（火力発電所の設置の工事の事業）

3 規模 発電設備の出力 十万二千七百五十キロワット

三 第一種事業実施区域

宮城県石巻市須江字瓦山 地内

四 第一種事業関係地域の範囲

宮城県石巻市、宮城県東松島市

五 第一種事業評価書【修正版】の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

株式会社G・B・i・oイニシアティブ（東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア

神田ビル五階）

宮城県庁環境生活部環境対策課

宮城県東部地方振興事務所県民サービスセンター（石巻合同庁舎）

石巻市役所市民生活部環境課・河南総合支所・蛇田支所

東松島市役所市民生活部市民生活課環境衛生係

合同会社G・B・i・o石巻須江発電所ホームページ <https://g-bio-ishinomaki.com/>

2 縦覧期間

令和五年七月七日（金）から令和五年九月二十一日（木）（ただし土曜日、日曜日及び祝日・

当社休日を除く。）

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

六 意見書の提出

本環境影響評価書【修正版】について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、事業者

に対し意見を述べることができます。

1 提出期限 令和五年十月四日（水）

2 提出先 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目十八 アーバンスクエア神田ビル五階 株式会社G・Bioイニシアティブ

3 提出方法 次の事項をご記入のうえ、書面にて縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函下さるか、「お問い合わせ窓口」へ郵送してください。（※当日消印有効）。

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 意見書の提出の対象である環境影響評価書【修正版】の名称

(三) 本環境影響評価書【修正版】についての環境の保全の見地からの意見

七 環境影響評価【修正版】の説明会を開催する日時及び場所

1 日時 令和五年九月九日（土）（午後五時から午後八時まで）

場所 東松島市矢本東市民センター（東松島市小松下浮足二丁目二十番地）

2 日時 令和五年九月十日（日）（午後五時から午後八時まで）

場所 石巻市蛇田公民館（石巻市恵み野二丁目十一番地一）

※両会場の説明内容は同一となります。

【本件に関するお問い合わせ窓口】

株式会社G・Bioイニシアティブ

住所 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目十八 アーバンスクエア神田ビル五階

電話番号 〇三（五二〇七）二七七二

時間 午前九時三十分から午後五時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日・当社休日を除く。）